

平成 23 年 11 月 8 日

各 位

東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
株式会社クオンツ
代表取締役 山田 恭太

当社の債務者（阿部政夫）に対する破産手続開始決定に関するお知らせ

当社の債務者である阿部政夫に対して、さいたま地方裁判所より破産手続開始決定が下されたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発生の経緯

当社は、阿部政夫および阿部政夫が代表取締役を務める有限会社トライマネージメントに対する 14,250 千円の債権の回収にあたり、あらゆる方策を講じて債権回収に努めてまいりましたが、阿部政夫は支払不能又は債務超過の状態であることが明らかであり、回収は不可能であると判断し、平成 23 年 8 月 17 日付にて債務者である阿部政夫の破産手続開始の申立てを行い、平成 23 年 10 月 20 日付にてさいたま地方裁判所より破産手続開始決定が下されました。

2. 破産手続開始決定の概要

住 所 さいたま市大宮区天沼町 2 丁目 150 番地 4

債 務 者 阿部 政夫

主 文 債務者について破産手続を開始する

破産管財人 弁護士 堀之内幸雄

財産状況報告集会・開始意見聴取・計算報告の期日

平成 24 年 1 月 30 日午後 3 時 30 分 さいたま地方裁判所第 3 民事部破産係
事 件 番 号 平成 23 年（フ）第 1433 号

官報公告の掲載日及び掲載箇所 平成 23 年 11 月 1 日 本紙 第 5671 号 17 頁

3. 今後の見通し

今後の経過および進捗につきましては、引き続きお知らせしてまいります。

以上

平成23年(フ)第1433号

決 定

さいたま市大宮区天沼町2丁目150番地4
債務者(破産者) 阿部 政夫

主 文

債務者阿部 政夫について破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。
よって、主文のとおり決定する。
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 1 破産管財人 さいたま市浦和区高砂2丁目9番5号 さくら草ビル50
 2号室 みずき法律事務所
 弁護士 堀之内幸雄
- 2 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集
 会の各期日

平成24年1月30日午後3時30分

平成23年10月20日午後5時

さいたま地方裁判所第3民事部

裁 判 官 中 陳 睦 子

これは正本である。

平成23年10月20日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 廣 瀬 洋 子

